



弁護士 京介

「家庭の法学」③

こんにちは。弁護士の矢野京介です。

家庭内には、色々な財産がありますが、普段、それらが誰のものかを意識することはありますでしょうか？ おそらく真面目に考え始めるのは、

離婚と財産分与

相続か離婚を意識するタイミングでしょう。

相続の際に故人の遺産を分けることは遺産分割といいますが、離婚の際

に夫婦の共有財産を分けることを財産分与といいます。夫婦の共有財産とは、夫婦が結婚をしてか

ら協力して築いた財産のことです。

結婚前にそれぞれが蓄えていた財産や、結婚に際して実家からもらって

きた財産などは、共有財産に含まれません。これは特有財産といい、財産分与の対象とはなりません。

また、プラスの財産だけでなく、借金などのマイナスの負債も財産分与の対象になります。

ただし、ギャンブルや浪費で、一方が勝手に作った借金などは財産分与の対象にはなりません。

では、夫婦の共有財産とはどのようなものがあるのでしょうか？

一般的に言えば、現金、預金、宝石、不動産、

株、自動車、ゴルフ会員権、生命保険金、学資保険、退職金などが想定されます。

この場合、どちらの名義になっているかは必ずしも関係ありません。子供の名義でも夫婦の共有財産と評価されることも

あります。

備えあれば憂いなし！離婚はともかく、相続は、いずれ生じるものですから、時間を見つけて、家庭内の財産の洗い出しと仕分けをしてみましょう。

思わぬお宝が見つかるかもしれませんよ！

弁護士 矢野 京介

葛西臨海ドリーム法律事務所

〒134-0088

東京都江戸川区西葛西 6-13-14

丸清ビル3階



☎03-6808-4161

ホームページ<http://dreamlaw.jp>